

## 計算書類に関する注記（本部拠点区分用）

1. 重要な会計方針
  - (1) 固定資産の減価償却方法  
該当なし
  - (2) 引当金の計上基準  
該当なし
2. 重要な会計方針の変更  
該当なし
3. 採用する退職給付制度  
該当なし
4. 拠点が作成する計算書類等とサービス区分  
当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。
  - (1) 本部拠点計算書類（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
5. 基本財産の増減の内容及び金額  
該当なし
6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金及び国庫補助金等特別積立金の取崩し  
該当なし
7. 担保に供している資産  
該当なし
8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高  
該当なし
9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高  
該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし

1 1. 重要な後発事象

該当なし

1 2. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

該当なし